

平成30年4月17日

農地中間管理機構と契約された土地所有者、耕作者の皆さまへ

公益社団法人富山県農林水産公社

農地に係る借賃改訂の手続について

このことについて、次のとおりご案内いたします。

- 1 県公社（農地中間管理機構）は、次の計画書（契約書）で定められた借賃を改訂する場合、土地所有者及び耕作者からの申し出に基づく「関係者の合意」により、借賃の改訂を行います。
 - ・「農用地利用集積計画書」（出し手（土地所有者）、県公社が契約）
 - ・「農用地利用配分計画書」（県公社、受け手（耕作者）が契約）
- 2 具体的な手続については、諸手続について業務委託契約を締結している各市町村の担い手育成総合支援協議会や農業再生協議会（事務局：市町村農政担当課）等の窓口と協議・調整していただきますようお願いいたします。

【手続の概要】

(1) 借賃改訂の申し出

- ・土地所有者 ⇒ 市町村等
- ・耕作者 ⇒ 市町村等

(2) 市町村において、関係書類を作成し、土地所有者、耕作者が押印

- ① 土地所有者・県公社 用
 - ・「借賃改訂合意書」
 - ・「農用地借賃改訂明細書」
- ② 耕作者・県公社 用
 - ・「借賃改訂合意書」
 - ・「農用地借賃改訂明細書」

(3) 市町村から県公社に関係書類を提出し、県公社が、内容を確認のうえ、押印

(4) 県公社から土地所有者、耕作者に「農用地借賃改訂明細書」を送付（市町村経由）

※ 詳細は、各市町村の農政担当課にお問合せください。

借賃の徴収・支払（毎年11月に実施）に係る算定事務の関係から、6月末までに手続きを完了する必要があります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、登録口座に変更がある場合は、改訂の有無にかかわらず、市町村窓口まで必ずご連絡願います。

3 借賃改訂を行う場合の例

- (1) 地域の合意に基づく利用調整に伴う場合
- (2) 農業委員会が公表する借賃情報に大きな変動があった場合 など